

横浜市記者発表資料

令和7年6月19日
健康福祉局生活支援課

生活保護法指定医療機関一覧掲載における 個人情報を含むファイルのホームページへの誤掲載について

1 概要

毎月、本市ホームページに生活保護法指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）一覧の最新版を掲載しています。

5月30日時点の指定医療機関一覧を更新したところ、6月5日（木）14時頃～6日（金）10時40分頃の間、個人情報が含まれた状態の一覧を誤って掲載していました。
関係者の方に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2 誤って掲載したファイルの概要等

(1) 内容

掲載している指定医療機関一覧には、医療機関の名称、住所、電話番号、医療機関コード、指定年月日及び有効期限を掲載していますが、掲載の必要のない指定医療機関の開設者様及び管理者様の氏名、住所、生年月日及び電話番号、その他の事項（管理者様の変更の情報など）が含まれていました。

(2) 誤って掲載した医療機関数

8,671 医療機関

※病院、一般診療所、歯科診療所及び薬局（既に指定医療機関でない医療機関も含む）

(3) 掲載した場所

横浜市 「医療扶助について」ページ内の生活保護法指定医療機関一覧

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/iryohujo.html>

3 対応経過

6月5日（木）14時頃

ホームページに一覧を公開

6月6日（金）10時30分頃

担当とは別の職員がホームページを確認した際、誤掲載が判明

10時40分頃 ホームページ上のファイルを削除し、正しい一覧を公開

6月16日（月）

誤って個人情報を掲載してしまった全ての医療機関に対して、

謝罪文を送付しお詫び（6月19日（木）到着予定）

4 原因

本来、ファイル作成を担当するA職員が、手順書に基づき、指定医療機関の情報を入力したシステムから出力されたファイルを加工し、掲載に必要な情報のみを残して一覧を作成した上で、ページ更新を行うB職員が内容を確認し、ホームページ掲載の作業を行います。その後、C係長がホームページ掲載前の内容を確認し、公開の承認処理を行います。

今回、A職員がファイル加工の手順書に沿った手順を正確に行っておらず、誤って加工前のファイルのまま、ホームページへの掲載依頼をしていました。その後、ページ更新するB職員も加工後のファイルとなっているかを確認しないままホームページの掲載作業を進め、C係長はホームページ全体のイメージは確認したものの、ファイルの確認までに至らず、承認処理を行っていました。

5 再発防止策

- ・ファイル作成の際は、手順書とおりの手順を行うことを徹底し、作成ファイルを別の職員が必ず確認します。
- ・ホームページ掲載時において、確認すべきチェックリストを作成のうえ、内容確認を複数で行うことを徹底します。
- ・個人情報の重要性や適切な取扱についての研修を行い、再発防止に努めています。

○生活保護法指定医療機関とは

生活保護を利用されている方が受診できる医療機関で、横浜市に住所がある医療機関（国が開設した医療機関を除く）については、医療機関からの申請に基づき、横浜市が指定します。

お問合せ先

健康福祉局生活支援課指導・適正化対策担当課長 佐藤 紀幸 Tel 045-671-2367